

宇和島市ごみ施設汚職

市職員側口座に700万円

業者からの随契と同時期振り込みか

宇和島市発注のごみ処理施設「津島町クリーンセンター」(同市津島町高田)の贈収賄容疑事件で、収賄容疑で逮捕された同市津島町近家、同センター主任技師能員崎松生容疑者(34)が使っていた知人男性名義の二つの銀行口座に、複数回にわたり、計約700万円の現金が振り込まれていたことが12日、関係者の話で分かった。

贈収賄容疑で逮捕された代表取締役中井利樹容疑者(41)からの振り込みとみられ、県警捜査に捜査している。「アールテック西日本」2課と宇和島署は、速に市によると、振り込

みと同時期の2011～12年には逮捕容疑の設備修繕を含め、請負金額498万～1806万円の事業4件をア社と特命随意契約している。

同僚は「怖くなって魚崎容疑者の机に戻した」と話しており、これらは県警に任意で提出された。市は「魚崎容疑者が捜査車に気付

き、慌てたのではない」として現金授受は、疑者から持ち掛くはパチンコな興費に使っている。同容疑捕前、関係者にルテック西日本負ったセンターの前準備などの

「全店」

予定価格の漏えいによる汚職事件など、随意契約に限らず一般競争入札などでも不正はある。ただ競争入札は参加業者募集のため、



木下誠也教授に聞く

愛媛大防災情報研究センター

工事予定などを事前に公表するが、随意契約は契約の有無や内容が見えにくいという性質がある。随意契約の中にも複数業者から見積もりや

事業提案を受けた上で特定業者と契約を結ぶケースがある。今回の事件の対象となった特定の業者を指定して契約をする「特命随意契約」は、全体の額からすれば少ない。国土交通省が、随意契約の相手業者の選定理由の公表を義務付けているため、業者名や理由などを公開する自治体は増えている。国や都道府県、政令指定都市はほとんどが公開しているが、罰則規定がないため、28・3%(2011年9月現在)

選定理由公開徹底を

の市区町村が非公表。徹底できていないのが現状だ。自治体と企業との契約の過程や内容が適切かどうかを検討する第三者機関の設置も努力義務だが、市区町村では設置率が低い。比較的高額な事業でも、分割して少額契約とし、随意契約を結ぶことも考えられる。随意契約自体が駄目だとは思われないが、透明性・公正性を確保するために、額に関係なく、特定業者の選定理由を公開すべきだ。

宇和島市職員逮捕を受け謝罪する石橋寛



流続々

院議員ら発覚

禁止規約検討の動き

日本維新の会兵庫県支部代表の新原秀人衆院議員(50)は比例近畿と、財務省OBの民主党の岸本岡平衆院

によると、新原氏は自民党県議だった11年12月30日、代表を務めていた自民支部に700万円を寄付。同日、支部から自身の後援会に約894万円を寄付し、還流させた。新原氏は昨年の衆院